

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
総則編 第 1 節 計画の方針 (略) 第 2 計画の位置付け (略) なお、大規模災害では、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>の様々な対策を国、道、市、防災関係機関等のみで行うことは困難であり、市民や自主防災組織等との協力が必要である。 (略) 第 4 旭川市防災会議 (略) ■旭川市防災会議の構成 会長 (旭川市長) 指定地方行政機関の職員 旭川開発建設部 旭川地方気象台 陸上自衛隊の自衛官 陸上自衛隊第2師団 北海道知事の部内の職員 上川総合振興局 上川総合振興局旭川建設管理部 北海道警察の警察官 旭川中央警察署 旭川東警察署 市長の部内の職員 旭川市副市長等 旭川市教育長 旭川市消防長 旭川市消防団長 指定公共機関の職員 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社 北海道電力ネットワーク株式会社旭川支店 日本放送協会旭川放送局 東日本電信電話株式会社北海道事業部 日本通運株式会社<u>札幌支店道北エリア</u> 指定地方公共機関の職員 一般社団法人旭川市医師会 一般社団法人旭川歯科医師会 旭川ガス株式会社 公益社団法人北海道看護協会上川南支部 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 一般社団法人北海道LPG協会上川支部 学 識 経 験 者 市長が適当と認めた者 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	総則編 第 1 節 計画の方針 (略) 第 2 計画の位置付け (略) なお、大規模災害では、<u>災害発生時</u>の様々な対策を国、道、市、防災関係機関等のみで行うことは困難であり、市民や自主防災組織等との協力が必要である。 (略) 第 4 旭川市防災会議 (略) ■旭川市防災会議の構成 会長 (旭川市長) 指定地方行政機関の職員 旭川開発建設部 旭川地方気象台 陸上自衛隊の自衛官 陸上自衛隊第2師団 北海道知事の部内の職員 上川総合振興局 上川総合振興局旭川建設管理部 北海道警察の警察官 旭川中央警察署 旭川東警察署 市長の部内の職員 旭川市副市長等 旭川市教育長 旭川市消防長 旭川市消防団長 指定公共機関の職員 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社 北海道電力ネットワーク株式会社旭川支店 日本放送協会旭川放送局 東日本電信電話株式会社北海道事業部 日本通運株式会社<u>旭川支店</u> 指定地方公共機関の職員 一般社団法人旭川市医師会 一般社団法人旭川歯科医師会 旭川ガス株式会社 公益社団法人北海道看護協会上川南支部 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 一般社団法人北海道LPG協会上川支部 学 識 経 験 者 市長が適当と認めた者 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	(総－2) 災害対策基本法の改正に伴う修正 (総－3) 組織変更等に伴う修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
(略) 第 6 地区防災計画 地区防災計画は、災害対策基本法第42条第3項、第42条の2に基づく計画で、一定の地域内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、当該地区における防災活動に関して定める計画であり、内容は次のとおりである。 ○ 地区居住者等が共同して行う防災訓練 ○ 地区居住者等の防災活動に必要な物資及び資材の備蓄 <u>○ 避難行動要支援者の避難支援体制の構築</u> <u>○ 当該地区における自発的な防災活動</u> ○ その他 地区居住者等は、共同して、旭川市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案できる。旭川市防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認められるときは、地域防災計画に定めるものとする。 <u>個別避難計画が作成されている地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。</u> <u>また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 第 4 指定地方行政機関 (略) 2 旭川地方気象台 (1) 気象，地象，地動，水象の観測及びその成果の収集並びに発表に関すること。 (2) 気象業務に必要な観測，<u>予報及び通信施設の整備に関すること。</u> (3) 気象，地象（地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る。），水象の予報・<u>警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説に関すること。</u> (4) 気象庁が発表する<u>緊急地震速報</u>の利用の心得などの周知及び広報<u>に関すること。</u> (5) 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成<u>に関する</u>技術的な支援及び<u>助言に関すること。</u> (6) <u>(削る)</u> (6) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発<u>に関すること。</u>	(略) 第 6 地区防災計画 地区防災計画は、災害対策基本法第42条第3項、第42条の2に基づく計画で、一定の地域内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、当該地区における防災活動に関して定める計画であり、内容は次のとおりである。 ○ 地区居住者等が共同して行う防災訓練 ○ 地区居住者等の防災活動に必要な物資及び資材の備蓄 <u>○ 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援</u> ○ その他 地区居住者等は、共同して、旭川市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案できる。旭川市防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認められるときは、地域防災計画に定めるものとする。 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 第 4 指定地方行政機関 (略) 2 旭川地方気象台 (1) 気象，地象，地動，水象の観測及びその成果の収集並びに発表に関すること。 (2) 気象業務に必要な観測<u>体制の充実を図るとともに，予報，通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> (3) 気象，地象（地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る。），水象の予報，<u>特別警報・警報・注意報，台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関を通じて市民に周知できるよう努めること。</u> (4) 気象庁が発表する<u>緊急地震速報（警報）について，緊急地震速報</u>の利用の心得などの周知及び広報<u>に努めること。</u> (5) 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成<u>に関して，</u>技術的な支援及び<u>協力を行うこと。</u> <u>(6) 災害の発生が予想されるときや，災害発生時において，道や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> <u>(7) 市，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に努めること。</u>	(総－ 4) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (総－ 4) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (総－ 6) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表		
新	旧	備考
第５ 陸上自衛隊 (略) 第６ 指定公共機関 １ 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社，日本貨物鉄道株式会社道北支店 (1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。 (略) ４ 日本通運株式会社札幌支店道北エリア，福山通運株式会社旭川支店，佐川急便株式会社旭川営業所，ヤマト運輸株式会社道北主管支店，西濃運輸株式会社旭川支店 (略) 第８ その他の機関 ８ 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 (1) ボランティア活動支援体制づくりに関すること。 (2) 災害時のボランティアに関すること。 <u>９ 北海道エアポート株式会社旭川空港事業所</u> <u>(1) 災害時における航空輸送の確保を行うこと。</u> 第３節 市民，事業所等の責務 (略) 第１ 市民 (略)	第５ 陸上自衛隊 (略) 第６ 指定公共機関 １ 北海道旅客鉄道株式会社旭川支社，日本貨物鉄道株式会社道北支店 (1) 災害時における鉄道輸送に<u>関すること。</u> (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送<u>等に関すること。</u> (略) ４ 日本通運株式会社旭川支店，福山通運株式会社旭川支店，佐川急便株式会社旭川営業所，ヤマト運輸株式会社道北主管支店，西濃運輸株式会社旭川支店 (略) 第８ その他の機関 ８ 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 (1) ボランティア活動支援体制づくりに関すること。 (2) 災害時のボランティアに関すること。 <u>(新規)</u> 第３節 市民，事業所等の責務 (略) 第１ 市民 (略)	(総－７) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (総－７) 組織名称の変更に伴う修正 (総－９) 現状を踏まえ修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																								
■市民の責務 <table><tr><th>平常時</th><th>災害時</th></tr><tr><td> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分,推奨1週間分」の食料,飲料水,携帯トイレ・簡易トイレ,トイレットペーパー,女性用品,電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄,救急用品,懐中電灯,ラジオ,乾電池,モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等,地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練,研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄,ケージ等の準備 </td><td> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 </td></tr></table> (略) 第4節 旭川市の災害環境 (略) 第2 社会環境 (略) 建物は、住宅はなどの木造建物が多く、ビルやマンション鉄筋コンクリート造など、非木造建物住宅の戸数は17%程度(平成30年度住宅・土地統計調査)である。そのうち、江丹別地区、東旭川地区、東鷹栖地区などは、比較的建築年代の古い建物住宅が多く分布する。 (略) 震災対策編 第1章 災害予防計画 (略) 第4節 消防力の向上 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第1</td><td>消防体制の整備</td><td>消防本部</td><td>土木部, 上下水道部</td></tr><tr><td>第2</td><td>救急救助体制の整備</td><td>消防本部</td><td></td></tr><tr><td>第3</td><td>火災の予防</td><td>消防本部</td><td></td></tr></table>	平常時	災害時	○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分,推奨1週間分」の食料,飲料水,携帯トイレ・簡易トイレ,トイレットペーパー,女性用品,電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄,救急用品,懐中電灯,ラジオ,乾電池,モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等,地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練,研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄,ケージ等の準備	○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報	項	目	担	当	第1	消防体制の整備	消防本部	土木部, 上下水道部	第2	救急救助体制の整備	消防本部		第3	火災の予防	消防本部		■市民の責務 <table><tr><th>平常時</th><th>災害時</th></tr><tr><td> ○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分,推奨1週間分」の食料,飲料水,携帯トイレ,トイレットペーパー,電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄,救急用品,モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等,地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練,研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄,ケージ等の準備 </td><td> ○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報 </td></tr></table> (略) 第4節 旭川市の災害環境 (略) 第2 社会環境 (略) <u>建物は、住宅などの木造建物が多く、ビルやマンションなどの非木造建物は12%程度である。</u>そのうち、江丹別地区、東旭川地区、東鷹栖地区などは、比較的建築年代の古い建物が多く分布する。 (略) 震災対策編 第1章 災害予防計画 (略) 第4節 消防力の向上 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td>第1</td><td>消防体制の整備</td><td>消防本部</td><td></td></tr><tr><td>第2</td><td>救急救助体制の整備</td><td>消防本部</td><td></td></tr><tr><td>第3</td><td>火災の予防</td><td>消防本部</td><td></td></tr></table>	平常時	災害時	○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分,推奨1週間分」の食料,飲料水,携帯トイレ,トイレットペーパー,電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄,救急用品,モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等,地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練,研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄,ケージ等の準備	○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報	項	目	担	当	第1	消防体制の整備	消防本部		第2	救急救助体制の整備	消防本部		第3	火災の予防	消防本部		(総－10) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (総－15) 統計数値の修正 (震－13) 現状を踏まえ修正
平常時	災害時																																									
○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分,推奨1週間分」の食料,飲料水,携帯トイレ・簡易トイレ,トイレットペーパー,女性用品,電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄,救急用品,懐中電灯,ラジオ,乾電池,モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等,地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練,研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄,ケージ等の準備	○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報																																									
項	目	担	当																																							
第1	消防体制の整備	消防本部	土木部, 上下水道部																																							
第2	救急救助体制の整備	消防本部																																								
第3	火災の予防	消防本部																																								
平常時	災害時																																									
○ 避難の方法及び家族との連絡方法(家庭の避難計画)の確認 ○ 「最低3日分,推奨1週間分」の食料,飲料水,携帯トイレ,トイレットペーパー,電気を使用しない石油ストーブなど生活用品等の備蓄,救急用品,モバイルバッテリー等の非常持出品の準備 ○ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等,地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練,研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成及び活動の推進 ○ 家具等の転倒防止 ○ 災害教訓の伝承 ○ ペットのえさの備蓄,ケージ等の準備	○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助及び応急処置への協力 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ ペットの保護管理 ○ 避難についての協力 ○ 災害を発見した場合の通報																																									
項	目	担	当																																							
第1	消防体制の整備	消防本部																																								
第2	救急救助体制の整備	消防本部																																								
第3	火災の予防	消防本部																																								

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																				
(略) 第 5 節 避難環境の整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</td><td>防災課</td></tr><tr><td>第 2 避難体制の整備</td><td>防災課， 予防指導課， 市民安心課， 消防署， <u>保健所</u>， 他関係各課</td></tr></table> (略) 第 2 避難体制の整備 (略) ■市の防災体制の整備 市は，避難に関する業務を推進するため，防災体制の構築に努めるとともに，避難情報を発令するための判断や伝達の具体的な基準等を策定し，住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため高齢者等避難・避難指示等の意味と内容について，日頃から周知に努める。 ■<u>感染症の自宅療養者等の避難体制の整備</u> <u>市は，新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて，平常時からハザードマップ等に基づき，自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>また，必要に応じて自宅療養者等に対し，避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u> (略) 第 6 節 応急対策のための環境整備 (略) 第 6 備蓄体制の整備 ◇現状と方針 災害対策基本法では，住民等の責務として，食品，飲料水その他の生活必需物資の備蓄，その他の自ら災害に備えるための手段を講ずることを定めている。 本市では，<u>旭川市備蓄計画に基づき，各家庭や事業所における</u>備蓄を推進するとともに，災害発生直後におけるり災者への供給を目的とした<u>公的備蓄を計画的に</u>進める。 (略) 第 7 節 要配慮者対策のための環境整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>第 1 要配慮者への街づくり対策</td><td>福祉保険部， 土木建設課， 公共建築課</td></tr></table>	項 目	担 当	第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課	第 2 避難体制の整備	防災課， 予防指導課， 市民安心課， 消防署， <u>保健所</u> ， 他関係各課	項 目	担 当	第 1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部， 土木建設課， 公共建築課	(略) 第 5 節 避難環境の整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</td><td>防災課</td></tr><tr><td>第 2 避難体制の整備</td><td>防災課， 予防指導課， 市民安心課， 消防署， 他関係各課</td></tr></table> (略) 第 2 避難体制の整備 (略) ■市の防災体制の整備 市は，避難に関する業務を推進するため，防災体制の構築に努めるとともに，避難情報を発令するための判断や伝達の具体的な基準等を策定し，住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため高齢者等避難・避難指示等の意味と内容について，日頃から周知に努める。 <u>(新規)</u> (略) 第 6 節 応急対策のための環境整備 (略) 第 6 備蓄体制の整備 ◇現状と方針 災害対策基本法では，住民等の責務として，食品，飲料水その他の生活必需物資の備蓄，その他の自ら災害に備えるための手段を講ずることを定めている。 本市では，<u>備蓄計画を作成し，各家庭での</u>備蓄を推進するとともに，災害発生直後におけるり災者への供給を目的とした，<u>食料，物資等の備蓄を今後とも継続して</u>進める。 (略) 第 7 節 要配慮者対策のための環境整備 ■対策の体系 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>第 1 要配慮者への街づくり対策</td><td>福祉保険部， 土木建設課， 公共建築課</td></tr></table>	項 目	担 当	第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課	第 2 避難体制の整備	防災課， 予防指導課， 市民安心課， 消防署， 他関係各課	項 目	担 当	第 1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部， 土木建設課， 公共建築課	(震－ 1 6) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (震－ 1 8) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (震－ 2 2) 文言の整理
項 目	担 当																					
第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課																					
第 2 避難体制の整備	防災課， 予防指導課， 市民安心課， 消防署， <u>保健所</u> ， 他関係各課																					
項 目	担 当																					
第 1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部， 土木建設課， 公共建築課																					
項 目	担 当																					
第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課																					
第 2 避難体制の整備	防災課， 予防指導課， 市民安心課， 消防署， 他関係各課																					
項 目	担 当																					
第 1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部， 土木建設課， 公共建築課																					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考
第 2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課，長寿社会課，介護保険課，障害福祉課，市民活動課，地域まちづくり課，健康推進課，子育て助成課， おやこ応援課 ，市民安心課	第 2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課，長寿社会課，介護保険課，障害福祉課，市民活動課，地域まちづくり課，健康推進課，子育て助成課， 母子保健課 ，市民安心課	(震－２５) 機構改革に伴う修正
(略)		(略)		
第 1 要配慮者への街づくり対策		第 1 要配慮者への街づくり対策		
(略)		(略)		(震－２６) 文言の整理
■要配慮者への避難情報等の伝達対策	広報車，市ホームページ・SNS，緊急速報メール，各放送機関，ケーブルテレビ，コミュニティFM，街頭放送等の媒体を活用し，要配慮者が余裕をもった避難行動を開始できるよう， 避難情報が要配慮者へ確実に 伝達されるように努める。 また，各ハザードマップや防災訓練を通じて，情報の伝達経路や伝達手段，情報の入手方法について周知を図る。	■要配慮者への避難情報等の伝達対策	広報車，市ホームページ・SNS，緊急速報メール，各放送機関，ケーブルテレビ，コミュニティFM，街頭放送等の媒体を活用し，要配慮者が余裕をもった避難行動を開始できるよう， 着実に避難準備情報が要配慮者へ 伝達されるように努める。 また，各ハザードマップや防災訓練を通じて，情報の伝達経路や伝達手段，情報の入手方法について周知を図る。	
(略)		(略)		
第 2 在宅の避難行動要支援者への対策		第 2 在宅の避難行動要支援者への対策		(震－２６) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正
◇現状と方針		◇現状と方針		
災害時には，避難行動や避難所生活，あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど避難行動要支援者に対する支援が必要である。 本市では，在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため，避難支援等関係者となる消防機関，警察，自衛隊，地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織，社会福祉協議会，民生委員児童委員連絡協議会，その他(福祉事業者，障害者団体等) 適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。 また，避難支援等関係者と連携し，個々の避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。		災害時には，避難行動や避難所生活，あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど要配慮者に対する支援が必要である。 本市では，要配慮者のうち，在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため，避難支援等関係者となる消防機関，警察，自衛隊，自主防災組織，その他適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。また，災害時の避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保に努める。		
■避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手	本市に居住する要配慮者のうち，避難行動要支援者名簿を 作成・更新 するに当たって必要な次の個人情報（氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援を必要とする事由）を，関係機関等から収集する。	■避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手	本市に居住する要配慮者のうち，避難行動要支援者名簿を 作成 するに当たって必要な次の個人情報（氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援を必要とする事由）を，関係機関等から収集する。	
(略)		(略)		(震－２６) 文言の整理
■個別避難計画の作成・提供	市は，避難支援等関係者と連携し，個別避難計画の作成に努める。 個別避難計画の実効性を高めるため，個別避難計画の情報提供に同意がある場合については，避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。	■避難行動要支援者の避難支援等の体制の整備	防災関係機関及び避難支援等関係者の協力により避難行動要支援者の避難支援等の体制の確立に努める。 ○ 避難行動要支援者名簿を活用した在宅の避難行動要支援者把握 ○ 地域住民などの避難支援等関係者による避難支援等の体制確立 ○ 避難判断基準，伝達方法に関するマニュアルの作成 ○ 避難個別支援計画の策定 ○ 名簿情報の適切な管理	
■個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応	災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があるときは， 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても，避難支援等関係者に必要な情報を提供し，避難支援等を実施する。	(新規)		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考						
■避難支援に係る地域防災力の向上 市は、地域の実情に応じ、地域が主体的に行動できるように研修や防災知識の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 地区防災計画が定められている場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、個別避難計画との整合が図られるよう努めるものとする。 また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。	(新規)							
第 3 要配慮者利用施設の対策	第 3 要配慮者利用施設の対策							
(略) ■要配慮者利用施設とは 高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等））、障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、<u>放課後児童クラブ</u>、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など (略)	(略) ■要配慮者利用施設とは 高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等））、障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など (略)	(震－２９) 災害対策基本法の改正及び北海道地域防災計画の修正に伴う修正						
第 2 章 災害応急対策計画	第 2 章 災害応急対策計画							
第 1 節 災害応急体制の確立	第 1 節 災害応急体制の確立							
(略)	(略)							
第 5 事務分掌	第 5 事務分掌							
(略) <table><tr><td>総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）</td><td>保健部（保健所） 子育て支援部（子育て支援部） 観光支援部（観光スポーツ交流部）</td><td>第 1 保健班（保健総務課、医務業務課）、第 2 保健班（健康推進課）、第 3 保健班（保健指導課）、第 4 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第 5 保健班（食肉衛生検査所） 子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、<u>おやこ応援課</u>、子ども総合相談センター、愛育センター） 観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班（都市交流課）</td></tr></table>	総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）	保健部（保健所） 子育て支援部（子育て支援部） 観光支援部（観光スポーツ交流部）	第 1 保健班（保健総務課、医務業務課）、第 2 保健班（健康推進課）、第 3 保健班（保健指導課）、第 4 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第 5 保健班（食肉衛生検査所） 子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>おやこ応援課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター） 観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班（都市交流課）	(略) <table><tr><td>総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）</td><td>保健部（保健所） 子育て支援部（子育て支援部） 観光支援部（観光スポーツ交流部）</td><td>第 1 保健班（保健総務課、医務業務課）、第 2 保健班（健康推進課）、第 3 保健班（保健指導課）、第 4 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第 5 保健班（食肉衛生検査所） 子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、<u>母子保健課</u>、子ども総合相談センター、愛育センター） 観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班（都市交流課）</td></tr></table>	総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）	保健部（保健所） 子育て支援部（子育て支援部） 観光支援部（観光スポーツ交流部）	第 1 保健班（保健総務課、医務業務課）、第 2 保健班（健康推進課）、第 3 保健班（保健指導課）、第 4 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第 5 保健班（食肉衛生検査所） 子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>母子保健課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター） 観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班（都市交流課）	(震－３７) 機構改革に伴う修正
総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）	保健部（保健所） 子育て支援部（子育て支援部） 観光支援部（観光スポーツ交流部）	第 1 保健班（保健総務課、医務業務課）、第 2 保健班（健康推進課）、第 3 保健班（保健指導課）、第 4 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第 5 保健班（食肉衛生検査所） 子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>おやこ応援課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター） 観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班（都市交流課）						
総括部（防災安全部） 防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）	保健部（保健所） 子育て支援部（子育て支援部） 観光支援部（観光スポーツ交流部）	第 1 保健班（保健総務課、医務業務課）、第 2 保健班（健康推進課）、第 3 保健班（保健指導課）、第 4 保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第 5 保健班（食肉衛生検査所） 子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>母子保健課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター） 観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班（都市交流課）						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
(略)			(略)			(震－３７) 旭川市水道局事故 対策要綱の改正に 伴う修正
員会事務局), 第3特命班 (選挙管理委員会事務局), 第4特命班(監査事務局) 水道部 (上下水道部) 水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), <u>現地広報・給水班</u>(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)			員会事務局), 第3特命班 (選挙管理委員会事務局), 第4特命班(監査事務局) 水道部 (上下水道部) 水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), <u>広報・給水班</u>(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)			
(略)			(略)			
避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	1 部内の総括に関すること。 2 避難所の総括, 開設及び管理に関すること。 3 火葬場の確保に関すること。 4 被災者の相談に関すること。	避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	1 部内の総括に関すること。 2 避難所の総括, 開設及び管理に関すること。 3 火葬場の確保に関すること。 4 被災者の相談に関すること。	(震－３９) 現状を踏まえ修正
	第2避難班 (市民課)	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 被災者の相談に関すること。		第2避難班 (市民課)	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 被災者の相談に関すること。	
	市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)	1 住民組織との連絡及び協力に関すること。 2 ボランティアに関すること。 <u>3 避難所の開設及び管理に関すること。</u> <u>4 被災者の相談に関すること。</u>		市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)	1 住民組織との連絡及び協力に関すること。 2 ボランティアに関すること。 <u>3 被災者の相談に関すること。</u>	
	支所班 (神居支所, 江丹支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所, 東鷹栖支所)	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 区域内の広報, 被災者相談, 各種申請等に関すること。		支所班 (神居支所, 江丹支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所, 東鷹栖支所)	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 区域内の広報, 被災者相談, 各種申請等に関すること。	
(略)			(略)			
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, <u>おやこ応援課</u> , 子ども総合相談センター, 愛育センター)	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること(第2非常配備以降)。	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, <u>母子保健課</u> , 子ども総合相談センター, 愛育センター)	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること(第2非常配備以降)。	(震－４１) 機構改革に伴う修正
(略)			(略)			
医療部(市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (経営管理課)	1 部内の総括に関すること。 <u>2 災害情報の受理, 収集及び報告に関すること。</u> <u>3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。</u> <u>4 被災者の応急医療及び収容の事務に関すること。</u>	医療部(市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (経営管理課)	1 部内の総括に関すること。 <u>2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。</u> <u>3 被災者の応急医療及び収容の事務に関すること。</u> 4 医療等の委託に関すること。	(震－４２) 現状を踏まえ修正
	医事班 (医事課, 薬剤科, 臨床器材科)	1 救護所の設置及び管理に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 3 医療, 歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関すること。		医事班 (医事課, 薬剤科, 臨床器材科)	1 救護所の設置及び管理に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 3 医療, 歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関すること。	
	医療班 (医局, 看護部他)	1 被災者の応急医療救護, 収容, 介助及び看護に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。 3 助産に関すること。		医療班 (医局, 看護部他)	1 被災者の応急医療救護, 収容, 介助及び看護に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。 3 助産に関すること。	
(略)			(略)			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
水道部 (上下水道部)	水道総務班 (総務課)	1 部内の総括に関すること。 2 人員，車両等の調達及び確保に関すること。 3 災害情報の受理，収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。	水道部 (上下水道部)	水道総務班 (総務課)	1 部内の総括に関すること。 2 人員，車両等の調達及び確保に関すること。 3 災害情報の受理，収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。	(震－４３) 旭川市水道局事故 対策要綱の改正に 伴う修正
	連絡調達班 (経営企画課)	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。		連絡調達班 (経営企画課)	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。	
	<u>現地広報・給水班</u> (管路管理課)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。		<u>広報・給水班</u> (管路管理課)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。	
	配水調整班 (管路管理課，水道施設課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		配水調整班 (管路管理課，水道施設課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 2 他班の応援に関すること。	
	下水道班 (管路管理課，下水道施設課)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		下水道班 (管路管理課，下水道施設課)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	処理場班 (下水処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		処理場班 (下水処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 2 他班の応援に関すること。	
	市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関すること。		市民対応班 (料金課)	1 上下水道の市民対応に関すること。 2 給水班の応援に関すること。	
(略)			(略)			(震－５１) 現状を踏まえ修正
第３節 災害広報・広聴活動			第３節 災害広報・広聴活動			
■対策の体系			■対策の体系			
項 目		担 当	活動期			
			初動	応急	復旧	
第１ 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班	○	○	○	
	2 避難所における広報	広報班，都市交流班，第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班		○		
(略)			(略)			
第１ 災害広報活動			第１ 災害広報活動			
(略)			(略)			(震－５２) 現状を踏まえ修正
2 避難所における広報			2 避難所における広報			
広報班，都市交流班，第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班及び子育て支援班は，避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては，市災対本部各部との調整を行い，情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は，避難者で組織する運営委員会，ボランティアと協力する。なお，障害者，高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。			広報班，都市交流班，第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班及び子育て支援班は，避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては，市災対本部各部との調整を行い，情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は，避難者で組織する運営委員会，ボランティアと協力する。なお，障害者，高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。			
(略)			(略)			
(略)			(略)			
(略)			(略)			
(略)			(略)			
(略)			(略)			
(略)			(略)			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考
第7節 避難						第7節 避難						(震－7 1) 現状を踏まえ修正
■対策の体系						■対策の体系						
項 目		担 当	活動期			項 目		担 当	活動期			
			初動	応急	復旧				初動	応急	復旧	
第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○			第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○			
	2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	○				2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	○			
	3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織	○				3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9 援護班，施設管理者，自主防災組織	○			
	4 警戒区域の設定	消防部，消防団	○	○			4 警戒区域の設定	消防部，消防団	○	○		
第2 避難所の 開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，施設管理者	○			第2 避難所の 開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，施設管理者	○			
	2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	○				2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	○			
	3 避難者の受入れ	第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○			3 避難者の受入れ	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○		
	4 避難所の統合・廃止	第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班			○		4 避難所の統合・廃止	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班			○	
第3 避難所の 運営	1 避難所運営体制	第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，自主防災組織		○		第3 避難所の 運営	1 避難所運営体制	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，自主防災組織		○		
	2 食料・物資の供給	第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，食料物資部		○			2 食料・物資の供給	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，食料物資部		○		
	3 避難所の設備・備品の整備	第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，建築班		○			3 避難所の設備・備品の整備	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，建築班		○		
	4 避難所における衛生管理	第3，4 保健班，第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○			4 避難所における衛生管理	第3，4 保健班，第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○		
	5 要配慮者への配慮	第2，3，5～9 援護班，庁舎・車両班		○			5 要配慮者への配慮	第2，3，5～9 援護班，庁舎・車両班		○		
	6 避難所の警備	第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，交通防災班，警察署		○			6 避難所の警備	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班，交通防災班，警察署		○		
	7 自宅等で生活をする被災者の把握	第1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○			7 自宅等で生活をする被災者の把握	第1，2 避難班，支所班，第1～6 教育班，第2～4 特命班，会計班，調査庶務班，第1～4 調査班，子育て支援班		○		
第4 広域避難		防災班		○		第4 広域避難		防災班		○		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
(略) 第 1 避難活動 1 地震における避難の基本 地震が発生した場合、市民は、身の安全が確保された後に、市からの指示がなくても、自主防災組織等の協力の下、自主的に避難を行う。 なお、建物の損壊又は延焼火災の危険がない場合は、<u>少しでも避難所の混乱を避けるためにも</u>、できるだけ自宅に留まることを基本とする。 <u>また、可能な場合は、避難者に対して安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を促す。</u> 2 避難情報の発令等 (1) 避難情報の種類と発令 災害が発生するおそれが高いとき、本部長は、避難を要する地区の<u>避難が必要な住民等</u>に対し「避難指示」を発令する。ただし、既に災害が発生し、又は切迫しているときは「緊急安全確保」を発令する。また、災害の状況によって必要な場合は、「高齢者等避難」を発令する場合がある。 (略) 第 2 避難所の開設・廃止 1 避難所の開設 (略) (2) 避難所の開設 避難所は、第 1， 2 避難班，<u>市民活動班</u>，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班及び子育て支援班（以下「避難所担当班等」という。）が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、<u>国や独立行政法人が所管する研修施設やホテル・旅館等</u>についても管理者の同意を得て避難所として開設する。 (略) 第 3 避難所の運営 (略) 4 避難所における衛生管理 (略) (2) 食中毒等の予防 第 4 保健班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう助言する。また、食料供給業者に対しても、衛生管理の徹底を指導する。 <u>(3) 感染症対策</u>	(略) 第 1 避難活動 1 地震における避難の基本 地震が発生した場合、市民は、身の安全が確保された後に、市からの指示がなくても、自主防災組織等の協力の下、自主的に避難を行う。 なお、建物の損壊又は延焼火災の危険がない場合は、<u>混乱する避難所を避けるため</u>，できるだけ自宅に留まることを基本とする。 2 避難情報の発令等 (1) 避難情報の種類と発令 災害が発生するおそれが高いとき、本部長は、避難を要する地区の<u>住民</u>に対し「避難指示」を発令する。ただし、既に災害が発生し、又は切迫しているときは「緊急安全確保」を発令する。また、災害の状況によって必要な場合は、「高齢者等避難」を発令する場合がある。 (略) 第 2 避難所の開設・廃止 1 避難所の開設 (略) (2) 避難所の開設 避難所は、第 1， 2 避難班，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班及び子育て支援班（以下「避難所担当班等」という。）が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、<u>指定された避難所以外の施設</u>についても管理者の同意を得て避難所として開設する。 (略) 第 3 避難所の運営 (略) 4 避難所における衛生管理 (略) (2) 食中毒等の予防 第 4 保健班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう助言する。また、食料供給業者に対しても、衛生管理の徹底を指導する。	(震－ 7 2) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (震－ 7 2) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (震－ 7 5) 現状を踏まえ修正 (震－ 7 5) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考	
第3保健班，避難所担当班等は，避難所における感染症対策のため，避難者等の健康状態を確認するとともに，十分な避難スペースを確保し，定期的に換気を行うなど，避難所の衛生環境を確保するよう努める。 感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は，専用スペースを確保し，他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。						(新規)						(震－78) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (震－81) 旭川市水道局事故対策要綱の改正に伴う修正 (震－81) 現状を踏まえ修正	
(略)						(略)							
第8節 生活支援						第8節 生活支援							
■対策の体系						■対策の体系							
第1 給水活動		1 優先給水	水道総務班，連絡調達班， 現地広報・給水班	○	○	第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班，連絡調達班， 広報・給水班	○	○			
		2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	○	○		2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	○	○			
		3 給水活動	防災班，第1，2食料物資班，水道総務班， 現地広報・給水班		○		3 給水活動	防災班，第1，2食料物資班，水道総務班， 広報・給水班		○			
第2 食料の供給		1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	○	○	第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	○	○			
		2 食料の確保	食料物資部，農政部，第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班		○		○	2 食料の確保	食料物資部，農政部，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班		○		○
		3 食料の供給	食料物資部，庁舎・車両班，第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班		○		○	3 食料の供給	食料物資部，庁舎・車両班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班		○		○
		4 炊き出し	食料物資部		○		○	4 炊き出し	食料物資部		○	○	
第3 生活必需品の供給		1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	○	○	第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	○	○			
		2 生活必需品の確保	食料物資部		○		○	2 生活必需品の確保	食料物資部		○	○	
		3 生活必需品の供給	食料物資部，庁舎・車両班，第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班		○		○	3 生活必需品の供給	食料物資部，庁舎・車両班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班		○	○	
第4 救援物資の受入れ		1 物資拠点の設置	観光支援班，物資管理班		○	第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班，物資管理班		○			
		2 物資の受入れ・管理	観光支援班，物資管理班，庁舎・車両班		○		○	2 物資の受入れ・管理	観光支援班，物資管理班，庁舎・車両班		○	○	
第5 燃料の供給		食料物資部			○	○	第5 燃料の供給		食料物資部			○	○
(略)						(略)							
第1 給水活動						第1 給水活動							

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考																																																																																																																
1 優先給水 <u>現地広報・給水班</u>は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、水道部所有の車両及び資機材を用いて行う。 (略) 3 給水活動 (略) (4) 給水活動の準備 水道総務班，連絡調達班及び<u>現地広報・給水班</u>は，次のように給水活動の準備を行う。 (略) 第 1 2 節 防疫・清掃 (略) <table><tr><td rowspan="3">第 6 動物対策</td><td>1 収容場所の確保</td><td>第 4 保健班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 ペット同行避難への対応</td><td>第 1， 2 避難班， <u>市民活動班</u>， 支所班， 第 1～6 教育班， 第 2～4 特命班， 会計班， 調査庶務班， 第 1～4 調査班， 子育て支援班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3 被災動物救護本部の活動</td><td>第 4 保健班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> (略) 第 1 4 節 公共施設等の応急復旧対策 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td rowspan="6">第 1 ライフライン施設</td><td>1 上水道施設</td><td>水道総務班， 連絡調達班， <u>現地広報・給水班</u>， 配水調整班， 水源班</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>水道総務班， 連絡調達班， 下水道班， 処理場班</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>北海道電力ネットワーク株式会社</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>旭川ガス株式会社</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td>東日本電信電話株式会社</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>6 市有建物の暖房施設</td><td>建築班</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>						第 6 動物対策	1 収容場所の確保	第 4 保健班		○	○	2 ペット同行避難への対応	第 1， 2 避難班， <u>市民活動班</u> ， 支所班， 第 1～6 教育班， 第 2～4 特命班， 会計班， 調査庶務班， 第 1～4 調査班， 子育て支援班		○	○	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班		○	○	項 目		担 当	活動期			初動	応急	復旧	第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班， 連絡調達班， <u>現地広報・給水班</u> ， 配水調整班， 水源班	○	○	○	2 下水道施設	水道総務班， 連絡調達班， 下水道班， 処理場班	○	○	○	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社	○	○	○	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○	1 優先給水 <u>広報・給水班</u>は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、水道部所有の車両及び資機材を用いて行う。 (略) 3 給水活動 (略) (4) 給水活動の準備 水道総務班，連絡調達班及び<u>広報・給水班</u>は，次のように給水活動の準備を行う。 (略) 第 1 2 節 防疫・清掃 (略) <table><tr><td rowspan="3">第 6 動物対策</td><td>1 収容場所の確保</td><td>第 4 保健班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 ペット同行避難への対応</td><td>第 1， 2 避難班， 支所班， 第 1～6 教育班， 第 2～4 特命班， 会計班， 調査庶務班， 第 1～4 調査班， 子育て支援班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3 被災動物救護本部の活動</td><td>第 4 保健班</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> (略) 第 1 4 節 公共施設等の応急復旧対策 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">担 当</th><th colspan="3">活動期</th></tr><tr><th>初動</th><th>応急</th><th>復旧</th></tr><tr><td rowspan="6">第 1 ライフライン施設</td><td>1 上水道施設</td><td>水道総務班， 連絡調達班， <u>広報・給水班</u>， 配水調整班， 水源班</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 下水道施設</td><td>水道総務班， 連絡調達班， 下水道班， 処理場班</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3 電力施設</td><td>北海道電力ネットワーク株式会社</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>4 ガス施設</td><td>旭川ガス株式会社</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>5 通信施設</td><td>東日本電信電話株式会社</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>6 市有建物の暖房施設</td><td>建築班</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>						第 6 動物対策	1 収容場所の確保	第 4 保健班		○	○	2 ペット同行避難への対応	第 1， 2 避難班， 支所班， 第 1～6 教育班， 第 2～4 特命班， 会計班， 調査庶務班， 第 1～4 調査班， 子育て支援班		○	○	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班		○	○	項 目		担 当	活動期			初動	応急	復旧	第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班， 連絡調達班， <u>広報・給水班</u> ， 配水調整班， 水源班	○	○	○	2 下水道施設	水道総務班， 連絡調達班， 下水道班， 処理場班	○	○	○	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社	○	○	○	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○	(震－8 2) 旭川市水道局事故対策要綱の改正に伴う修正 (震－1 0 2) 現状を踏まえ修正 (震－1 0 9) 旭川市水道局事故対策要綱の改正に伴う修正
第 6 動物対策	1 収容場所の確保	第 4 保健班		○	○																																																																																																																							
	2 ペット同行避難への対応	第 1， 2 避難班， <u>市民活動班</u> ， 支所班， 第 1～6 教育班， 第 2～4 特命班， 会計班， 調査庶務班， 第 1～4 調査班， 子育て支援班		○	○																																																																																																																							
	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班		○	○																																																																																																																							
項 目		担 当	活動期																																																																																																																									
			初動	応急	復旧																																																																																																																							
第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班， 連絡調達班， <u>現地広報・給水班</u> ， 配水調整班， 水源班	○	○	○																																																																																																																							
	2 下水道施設	水道総務班， 連絡調達班， 下水道班， 処理場班	○	○	○																																																																																																																							
	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社	○	○	○																																																																																																																							
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○																																																																																																																							
	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○																																																																																																																							
	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○																																																																																																																							
第 6 動物対策	1 収容場所の確保	第 4 保健班		○	○																																																																																																																							
	2 ペット同行避難への対応	第 1， 2 避難班， 支所班， 第 1～6 教育班， 第 2～4 特命班， 会計班， 調査庶務班， 第 1～4 調査班， 子育て支援班		○	○																																																																																																																							
	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班		○	○																																																																																																																							
項 目		担 当	活動期																																																																																																																									
			初動	応急	復旧																																																																																																																							
第 1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班， 連絡調達班， <u>広報・給水班</u> ， 配水調整班， 水源班	○	○	○																																																																																																																							
	2 下水道施設	水道総務班， 連絡調達班， 下水道班， 処理場班	○	○	○																																																																																																																							
	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社	○	○	○																																																																																																																							
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社	○	○	○																																																																																																																							
	5 通信施設	東日本電信電話株式会社	○	○	○																																																																																																																							
	6 市有建物の暖房施設	建築班	○	○	○																																																																																																																							

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考
(略)												(震－１１７) 現状を踏まえ修正
第１６節 文教・保育対策												
(略)												
第２ 応急教育	１ 児童及び生徒等の安否確認	第２教育班	○			第２ 応急教育	１ 児童及び生徒等の安否確認	第２教育班	○			
	２ 避難所開設への協力	第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，	○				２ 避難所開設への協力	第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，	○			
	３ 応急教育活動	第２教育班		○	○		３ 応急教育活動	第２教育班		○	○	
	４ 学校施設の応急復旧	第１教育班		○	○		４ 学校施設の応急復旧	第１教育班		○	○	
(略)												
第１８節 要配慮者対策												
■対策の体系												
第１ 要配慮者への対応	１ 避難行動要支援者の安全確認	第２，３，５～９援護班	○			第１ 要配慮者への対応	１ 避難行動要支援者の安全確認	第２，３，５～９援護班	○			
	２ 避難所での支援	第２，３，５～９援護班，広報班，都市交流班，第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，医療班		○	○		２ 避難所での支援	第２，３，５～９援護班，広報班，都市交流班，第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，医療班		○	○	
	３ 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第２，３，５～９援護班		○	○		３ 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第２，３，５～９援護班		○	○	
	４ 仮設住宅での支援	第２，３，５～９援護班			○		４ 仮設住宅での支援	第２，３，５～９援護班			○	
第２ 要配慮者利用施設入居者への対策	１ 地震発生時の安全確保	各施設管理者	○			第２ 要配慮者利用施設入居者への対策	１ 地震発生時の安全確保	各施設管理者	○			
	２ 施設における生活の確保	各施設管理者		○	○		２ 施設における生活の確保	各施設管理者		○	○	
第３ 外国人への対応	１ 外国人への広報	都市交流班	○	○	○	第３ 外国人への対応	１ 外国人への広報	都市交流班	○	○	○	
	２ 外国人への援助	都市交流班，第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班	○	○	○		２ 外国人への援助	都市交流班，第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班	○	○	○	
第４ 観光客へ	１ 安全確保	観光支援班	○			第４ 観光客へ	１ 安全確保	観光支援班	○			

(略)												(震－１１７) 現状を踏まえ修正
第１６節 文教・保育対策												
(略)												
第２ 応急教育	１ 児童及び生徒等の安否確認	第２教育班	○			第２ 応急教育	１ 児童及び生徒等の安否確認	第２教育班	○			
	２ 避難所開設への協力	第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，	○				２ 避難所開設への協力	第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，	○			
	３ 応急教育活動	第２教育班		○	○		３ 応急教育活動	第２教育班		○	○	
	４ 学校施設の応急復旧	第１教育班		○	○		４ 学校施設の応急復旧	第１教育班		○	○	
(略)												
第１８節 要配慮者対策												
■対策の体系												
第１ 要配慮者への対応	１ 避難行動要支援者の安全確認	第２，３，５～９援護班	○			第１ 要配慮者への対応	１ 避難行動要支援者の安全確認	第２，３，５～９援護班	○			
	２ 避難所での支援	第２，３，５～９援護班，広報班，都市交流班，第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，医療班		○	○		２ 避難所での支援	第２，３，５～９援護班，広報班，都市交流班，第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班，医療班		○	○	
	３ 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第２，３，５～９援護班		○	○		３ 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第２，３，５～９援護班		○	○	
	４ 仮設住宅での支援	第２，３，５～９援護班			○		４ 仮設住宅での支援	第２，３，５～９援護班			○	
第２ 要配慮者利用施設入居者への対策	１ 地震発生時の安全確保	各施設管理者	○			第２ 要配慮者利用施設入居者への対策	１ 地震発生時の安全確保	各施設管理者	○			
	２ 施設における生活の確保	各施設管理者		○	○		２ 施設における生活の確保	各施設管理者		○	○	
第３ 外国人への対応	１ 外国人への広報	都市交流班	○	○	○	第３ 外国人への対応	１ 外国人への広報	都市交流班	○	○	○	
	２ 外国人への援助	都市交流班，第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班	○	○	○		２ 外国人への援助	都市交流班，第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班	○	○	○	
第４ 観光客へ	１ 安全確保	観光支援班	○			第４ 観光客へ	１ 安全確保	観光支援班	○			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考
の対応	2	一時滞在施設の確保	観光支援班		○	の対応	2	一時滞在施設の確保	観光支援班		○	
	3	帰宅支援	観光支援班		○		○					
風水害・雪害・火山災害対策編						風水害・雪害・火山災害対策編						(風－１) 現状を踏まえ修正
第１章 災害予防計画						第１章 災害予防計画						
第１節 災害防止対策の推進						第１節 災害防止対策の推進						
■対策の体系						■対策の体系						
項 目		担 当				項 目		担 当				
第１ 水害対策の推進		土木総務課，土木建設課，都市計画課， <u>上下水道部</u> ，警防課，防災課，他関係各課				第１ 水害対策の推進		土木総務課，土木建設課，都市計画課， <u>下水道施設課</u> ，警防課，防災課，他関係各課				
(略)						(略)						
第１ 水害対策の推進						第１ 水害対策の推進						
(略)						(略)						
■雨水管渠の整備		住宅地区等の排水不良による浸水被害を解消するため，次の対策を推進する。 ○ 雨水管渠の整備				■雨水管渠の整備		住宅地区等の排水不良による浸水被害を解消するため，次の対策を推進する。 ○ 雨水管渠の整備				
<u>■上下水道の施設浸水対策の推進</u>		<u>河川氾濫等の災害時においても一定の機能を確保し，施設被害による社会的影響を最小限にするため，上下水道施設の浸水対策を推進する。</u>				<u>(新規)</u>						
(略)						(略)						(風－２) 厚生労働及び国土交通省からの要請を踏まえ修正
第３節 消防力の向上						第３節 消防力の向上						
■対策の体系						■対策の体系						
項 目		担 当				項 目		担 当				
第１ 消防体制の整備		消防本部， <u>土木部</u> ， <u>上下水道部</u>				第１ 消防体制の整備		消防本部				
第２ 救急救助体制の整備		消防本部				第２ 救急救助体制の整備		消防本部				
第３ 火災の予防		消防本部				第３ 火災の予防		消防本部				
(略)						(略)						
第４節 避難環境の整備						第５節 避難環境の整備						
■対策の体系						■対策の体系						
項 目		担 当				項 目		担 当				
第１ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備		防災課				第１ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備		防災課				
第２ 避難体制の整備		防災課，予防指導課，市民安心課，消防署， <u>保健所</u> ，他関係各課				第２ 避難体制の整備		防災課，予防指導課，市民安心課，消防署，他関係各課				
												(風－１３) 北海道地域防災計画の修正に伴う修

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
(略) 第 5 節 応急対策のための環境整備 (略) 第 6 備蓄体制の整備	(略) 第 5 節 応急対策のための環境整備 (略) 第 6 備蓄体制の整備	正 <

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																		
高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等））、障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、 <u>放課後児童クラブ</u> 、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など			高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等)), 障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、幼稚園、, 小学校、中学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など			（風－１９） 災害対策基本法の改正及び北海道地域防災計画の修正に伴う修正																		
（略）			（略）																					
第２章 災害応急対策計画			第２章 災害応急対策計画																					
第１節 災害応急体制の確立			第１節 災害応急体制の確立																					
（略）			（略）																					
第６ 事務分掌			第６ 事務分掌			（風－２８） 機構改革に伴う修正																		
（略）			（略）																					
<table><tr><td>総括部（防災安全部）</td><td>防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）</td></tr><tr><td>総務部（総務部）</td><td>総務班（総務課）、庁舎・車両班(管財課, 庁舎建設課、公土施設マネジメント)</td></tr></table>	総括部（防災安全部）	防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）	総務部（総務部）	総務班（総務課）、庁舎・車両班(管財課, 庁舎建設課、公土施設マネジメント)	<table><tr><td>保健部（保健所）</td><td>第１保健班（保健総務課、医務薬務課）、第２保健班（健康推進課）、第３保健班（保健指導課）、第４保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第５保健班（食肉衛生検査所）</td></tr><tr><td>子育て支援部（子育て支援部）</td><td>子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、<u>おやこ応援課</u>、子ども総合相談センター、愛育センター）</td></tr><tr><td>観光支援部（観光スポーツ交流部）</td><td>観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班(都市交流課)</td></tr></table>		保健部（保健所）	第１保健班（保健総務課、医務薬務課）、第２保健班（健康推進課）、第３保健班（保健指導課）、第４保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第５保健班（食肉衛生検査所）	子育て支援部（子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>おやこ応援課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター）	観光支援部（観光スポーツ交流部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班(都市交流課)	<table><tr><td>総括部（防災安全部）</td><td>防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）</td></tr><tr><td>総務部（総務部）</td><td>総務班（総務課）、庁舎・車両班(管財課, 庁舎建設課、公土施設マネジメント)</td></tr></table>	総括部（防災安全部）	防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）	総務部（総務部）	総務班（総務課）、庁舎・車両班(管財課, 庁舎建設課、公土施設マネジメント)	<table><tr><td>保健部（保健所）</td><td>第１保健班（保健総務課、医務薬務課）、第２保健班（健康推進課）、第３保健班（保健指導課）、第４保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第５保健班（食肉衛生検査所）</td></tr><tr><td>子育て支援部（子育て支援部）</td><td>子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、<u>母子保健課</u>、子ども総合相談センター、愛育センター）</td></tr><tr><td>観光支援部（観光スポーツ交流部）</td><td>観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班(都市交流課)</td></tr></table>	保健部（保健所）	第１保健班（保健総務課、医務薬務課）、第２保健班（健康推進課）、第３保健班（保健指導課）、第４保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第５保健班（食肉衛生検査所）	子育て支援部（子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>母子保健課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター）	観光支援部（観光スポーツ交流部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班(都市交流課)
総括部（防災安全部）	防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）																							
総務部（総務部）	総務班（総務課）、庁舎・車両班(管財課, 庁舎建設課、公土施設マネジメント)																							
保健部（保健所）	第１保健班（保健総務課、医務薬務課）、第２保健班（健康推進課）、第３保健班（保健指導課）、第４保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第５保健班（食肉衛生検査所）																							
子育て支援部（子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>おやこ応援課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター）																							
観光支援部（観光スポーツ交流部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班(都市交流課)																							
総括部（防災安全部）	防災班（防災課）、交通防犯班（交通防犯課）																							
総務部（総務部）	総務班（総務課）、庁舎・車両班(管財課, 庁舎建設課、公土施設マネジメント)																							
保健部（保健所）	第１保健班（保健総務課、医務薬務課）、第２保健班（健康推進課）、第３保健班（保健指導課）、第４保健班（衛生検査課、動物愛護センター）第５保健班（食肉衛生検査所）																							
子育て支援部（子育て支援部）	子育て支援班（子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、 <u>母子保健課</u> 、子ども総合相談センター、愛育センター）																							
観光支援部（観光スポーツ交流部）	観光支援班（観光課）、物資管理班（スポーツ課）、都市交流班(都市交流課)																							
（略）			（略）																					
<table><tr><td>局）、第２特命班（農業委員会事務局）、第３特命班（選挙管理委員会事務局）、第４特命班（監査事務局）</td><td>水道部（上下水道部）</td><td>水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、<u>現地広報・給水班</u>（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）</td></tr></table>	局）、第２特命班（農業委員会事務局）、第３特命班（選挙管理委員会事務局）、第４特命班（監査事務局）	水道部（上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、 <u>現地広報・給水班</u> （管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）	<table><tr><td>局）、第２特命班（農業委員会事務局）、第３特命班（選挙管理委員会事務局）、第４特命班（監査事務局）</td><td>水道部（上下水道部）</td><td>水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、<u>広報・給水班</u>（管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）</td></tr></table>	局）、第２特命班（農業委員会事務局）、第３特命班（選挙管理委員会事務局）、第４特命班（監査事務局）	水道部（上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、 <u>広報・給水班</u> （管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）																	
局）、第２特命班（農業委員会事務局）、第３特命班（選挙管理委員会事務局）、第４特命班（監査事務局）	水道部（上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、 <u>現地広報・給水班</u> （管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）																						
局）、第２特命班（農業委員会事務局）、第３特命班（選挙管理委員会事務局）、第４特命班（監査事務局）	水道部（上下水道部）	水道総務班（総務課）、連絡調達班（経営企画課）、 <u>広報・給水班</u> （管路管理課）、配水調整班（管路管理課、水道施設課）、水源班（浄水課）、下水道班（管路管理課、下水道施設課）、処理場班（下水処理センター）、市民対応班（料金課）																						
（略）			（略）																					
<table><tr><td>避難部（市民生活部）</td><td>第１避難班（市民生活課）</td><td>部内の総括に関すること。 避難所の総括、開設及び管理に関すること。 火葬場の確保に関すること。 被災者の相談に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>第２避難班（市民課）</td><td>避難所の開設及び管理に関すること。 被災者の相談に関すること。</td></tr><tr><td>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</td><td>住民組織との連絡及び協力に関すること。 ボランティアに関すること。 <u>3 避難所の開設及び管理に関すること。</u> <u>4</u> 被災者の相談に関すること。</td></tr></table>	避難部（市民生活部）	第１避難班（市民生活課）	部内の総括に関すること。 避難所の総括、開設及び管理に関すること。 火葬場の確保に関すること。 被災者の相談に関すること。		第２避難班（市民課）	避難所の開設及び管理に関すること。 被災者の相談に関すること。	市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)	住民組織との連絡及び協力に関すること。 ボランティアに関すること。 <u>3 避難所の開設及び管理に関すること。</u> <u>4</u> 被災者の相談に関すること。	<table><tr><td>避難部（市民生活部）</td><td>第１避難班（市民生活課）</td><td>部内の総括に関すること。 避難所の総括、開設及び管理に関すること。 火葬場の確保に関すること。 被災者の相談に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>第２避難班（市民課）</td><td>避難所の開設及び管理に関すること。 被災者の相談に関すること。</td></tr><tr><td>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</td><td>住民組織との連絡及び協力に関すること。 ボランティアに関すること。 <u>3</u> 被災者の相談に関すること。</td></tr></table>	避難部（市民生活部）	第１避難班（市民生活課）	部内の総括に関すること。 避難所の総括、開設及び管理に関すること。 火葬場の確保に関すること。 被災者の相談に関すること。		第２避難班（市民課）	避難所の開設及び管理に関すること。 被災者の相談に関すること。	市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)	住民組織との連絡及び協力に関すること。 ボランティアに関すること。 <u>3</u> 被災者の相談に関すること。							
避難部（市民生活部）	第１避難班（市民生活課）	部内の総括に関すること。 避難所の総括、開設及び管理に関すること。 火葬場の確保に関すること。 被災者の相談に関すること。																						
	第２避難班（市民課）	避難所の開設及び管理に関すること。 被災者の相談に関すること。																						
	市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)	住民組織との連絡及び協力に関すること。 ボランティアに関すること。 <u>3 避難所の開設及び管理に関すること。</u> <u>4</u> 被災者の相談に関すること。																						
避難部（市民生活部）	第１避難班（市民生活課）	部内の総括に関すること。 避難所の総括、開設及び管理に関すること。 火葬場の確保に関すること。 被災者の相談に関すること。																						
	第２避難班（市民課）	避難所の開設及び管理に関すること。 被災者の相談に関すること。																						
	市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)	住民組織との連絡及び協力に関すること。 ボランティアに関すること。 <u>3</u> 被災者の相談に関すること。																						
			</																					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	支所班 （神居支所，江丹支所，永山支所，東旭川支所，神楽支所，西神楽支所，東鷹栖支所）	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 区域内の広報，被災者相談，各種申請等に関すること。		支所班 （神居支所，江丹支所，永山支所，東旭川支所，神楽支所，西神楽支所，東鷹栖支所）	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 区域内の広報，被災者相談，各種申請等に関すること。	（風－３２） 機構改革に伴う修正
（略）			（略）			
子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班 （子育て支援課，子育て助成課，こども育成課， <u>おやこ応援課</u> ，子ども総合相談センター，愛育センター）	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること（第２非常配備以降）。	子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班 （子育て支援課，子育て助成課， <u>母子保健課</u> ，子ども総合相談センター，愛育センター）	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること（第２非常配備以降）。	
（略）			（略）			
医療部（市立旭川病院事務局）	医療庶務班 （経営管理課）	1 部内の総括に関すること。 <u>2 災害情報の受理，収集及び報告に関すること。</u> <u>3</u> 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 <u>4</u> 被災者の応急医療及び収容の事務に関すること。	医療部（市立旭川病院事務局）	医療庶務班 （経営管理課）	1 部内の総括に関すること。 <u>2</u> 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 <u>3</u> 被災者の応急医療及び収容の事務に関すること。 4 医療等の委託に関すること。	（風－３３） 現状を踏まえ修正
	医事班 （医事課，薬剤科，臨床器材科）	1 救護所の設置及び管理に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 3 医療，歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関すること。		医事班 （医事課，薬剤科，臨床器材科）	1 救護所の設置及び管理に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 3 医療，歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関すること。	
	医療班 （医局，看護部他）	1 被災者の応急医療救護，収容，介助及び看護に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。 3 助産に関すること。		医療班 （医局，看護部他）	1 被災者の応急医療救護，収容，介助及び看護に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。 3 助産に関すること。	
（略）			（略）			（風－３４） 旭川市水道局事故対策要綱の改正に伴う修正
水道部 （上下水道部）	水道総務班 （総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 人員，車両等の調達及び確保に関すること。 3 災害情報の受理，収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。	水道部 （上下水道部）	水道総務班 （総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 人員，車両等の調達及び確保に関すること。 3 災害情報の受理，収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。	
	連絡調達班 （経営企画課）	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。		連絡調達班 （経営企画課）	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。	
	<u>現地広報・給水班</u> （管路管理課）	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。		<u>広報・給水班</u> （管路管理課）	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。	
	配水調整班 （管路管理課，水道施設課）	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		配水調整班 （管路管理課，水道施設課）	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	水源班 （浄水課）	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		水源班 （浄水課）	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 2 他班の応援に関すること。	
	下水道班 （管路管理課，下水道施設課）	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		下水道班 （管路管理課，下水道施設課）	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	
	処理場班 （下水処理センター）	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。		処理場班 （下水処理センター）	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 2 他班の応援に関すること。	
	市民対応班 （料金課）	1 上下水道の市民対応に関すること。		市民対応班 （料金課）	1 上下水道の市民対応に関すること。 2 給水班の応援に関すること。	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																														
第2節 情報の収集・伝達 (略) 第1 災害関連情報の収集・伝達 1 気象情報等の発表 市域に関する気象情報等は、次のとおりである。 (1) 気象に関する予報，特別警報・警報・注意報及び気象情報等 旭川地方気象台は，次のような気象に関する予報，特別警報・警報・注意報及び気象情報等を発表する。 (略) 第3節 災害広報・広聴活動 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">第1 災害広報活動</td><td>1 災害時の広報</td><td>消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班</td></tr><tr><td>2 避難所における広報</td><td>広報班，都市交流班，第1，2避難班，市民活動班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班</td></tr></table> (略) 第8節 避難 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="5">第1 避難活動</td><td>1 風水害における避難の基本</td><td>—</td></tr><tr><td>2 避難情報の発令等</td><td>防災班，消防部，広報班，都市交流班</td></tr><tr><td>3 避難誘導</td><td>消防団，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織</td></tr><tr><td>4 警戒区域の設定</td><td>消防部，消防団</td></tr><tr><td>5 雪害及び火山災害における避難</td><td>防災班，消防部，消防団，広報班，都市交流班，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織</td></tr><tr><td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td><td>1 避難所の開設</td><td>防災班，第1，2避難班，市民活動班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班，施設管理者</td></tr><tr><td>2 避難所開設の広報</td><td>広報班，都市交流班</td></tr><tr><td>3 避難者の受入れ</td><td>第1，2避難班，市民活動班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班</td></tr><tr><td>4 避難所の統合・廃止</td><td>第1，2避難班，市民活動班，支所班，第1～</td></tr></table>	項 目		担 当	第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班	2 避難所における広報	広報班，都市交流班，第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班	項 目		担 当	第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	—	2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織	4 警戒区域の設定	消防部，消防団	5 雪害及び火山災害における避難	防災班，消防部，消防団，広報班，都市交流班，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織	第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班，施設管理者	2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	3 避難者の受入れ	第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班	4 避難所の統合・廃止	第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～	第2節 情報の収集・伝達 (略) 第1 災害関連情報の収集・伝達 1 気象情報等の発表 市域に関する気象情報等は，次のとおりである。 (1) 気象に関する予報，特別警報・警報・注意報及び情報等 旭川地方気象台は，次のような気象に関する予報，特別警報・警報・注意報及び情報等を発表する。 (略) 第3節 災害広報・広聴活動 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">第1 災害広報活動</td><td>1 災害時の広報</td><td>消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班</td></tr><tr><td>2 避難所における広報</td><td>広報班，都市交流班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班</td></tr></table> (略) 第8節 避難 ■対策の体系 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="5">第1 避難活動</td><td>1 風水害における避難の基本</td><td>—</td></tr><tr><td>2 避難情報の発令等</td><td>防災班，消防部，広報班，都市交流班</td></tr><tr><td>3 避難誘導</td><td>消防団，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織</td></tr><tr><td>4 警戒区域の設定</td><td>消防部，消防団</td></tr><tr><td>5 雪害及び火山災害における避難</td><td>防災班，消防部，消防団，広報班，都市交流班，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織</td></tr><tr><td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td><td>1 避難所の開設</td><td>防災班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班，施設管理者</td></tr><tr><td>2 避難所開設の広報</td><td>広報班，都市交流班</td></tr><tr><td>3 避難者の受入れ</td><td>第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班</td></tr><tr><td>4 避難所の統合・廃止</td><td>第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第</td></tr></table>	項 目		担 当	第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班	2 避難所における広報	広報班，都市交流班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班	項 目		担 当	第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	—	2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班	3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織	4 警戒区域の設定	消防部，消防団	5 雪害及び火山災害における避難	防災班，消防部，消防団，広報班，都市交流班，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織	第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班，施設管理者	2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班	3 避難者の受入れ	第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班	4 避難所の統合・廃止	第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第	(風－36) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正 (風－46) 現状を踏まえ修正 (風－57) 現状を踏まえ修正
項 目		担 当																																																														
第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班																																																														
	2 避難所における広報	広報班，都市交流班，第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班																																																														
項 目		担 当																																																														
第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	—																																																														
	2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班																																																														
	3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織																																																														
	4 警戒区域の設定	消防部，消防団																																																														
	5 雪害及び火山災害における避難	防災班，消防部，消防団，広報班，都市交流班，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織																																																														
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班，施設管理者																																																														
	2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班																																																														
	3 避難者の受入れ	第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班																																																														
	4 避難所の統合・廃止	第1，2避難班， 市民活動班 ，支所班，第1～																																																														
項 目		担 当																																																														
第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班																																																														
	2 避難所における広報	広報班，都市交流班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班																																																														
項 目		担 当																																																														
第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	—																																																														
	2 避難情報の発令等	防災班，消防部，広報班，都市交流班																																																														
	3 避難誘導	消防団，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織																																																														
	4 警戒区域の設定	消防部，消防団																																																														
	5 雪害及び火山災害における避難	防災班，消防部，消防団，広報班，都市交流班，支所班，第2，3，5～9援護班，施設管理者，自主防災組織																																																														
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班，第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班，施設管理者																																																														
	2 避難所開設の広報	広報班，都市交流班																																																														
	3 避難者の受入れ	第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第2～4特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班																																																														
	4 避難所の統合・廃止	第1，2避難班，支所班，第1～6教育班，第																																																														

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
		6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班			2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班	
第 3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第 1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，自主防災組織	第 3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第 1，2 避難班，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，自主防災組織	
	2 食料・物資の供給	第 1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，食料物資部		2 食料・物資の供給	第 1，2 避難班，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，食料物資部	
	3 避難所設備の設置	第 1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，建築班		3 避難所設備の設置	第 1，2 避難班，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，建築班	
	4 避難所における衛生管理	第 3，4 保健班，第 1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班		4 避難所における衛生管理	第 3，4 保健班，第 1，2 避難班，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班	
	5 要配慮者への配慮	第 2，3，5 ～ 9 援護班，庁舎・車両班		5 要配慮者への配慮	第 2，3，5 ～ 9 援護班，庁舎・車両班	
	6 避難所の警備	第 1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，交通防災班，警察署		6 避難所の警備	第 1，2 避難班，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班，交通防災班，警察署	
	7 自宅等で生活をする被災者の把握	第 1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班		7 自宅等で生活をする被災者の把握	第 1，2 避難班，支所班，第 1 ～ 6 教育班，第 2 ～ 4 特命班，会計班，調査庶務班，第 1 ～ 4 調査班，子育て支援班	
第 4 広域避難		防災班	第 4 広域避難		防災班	
(略)			(略)			
第 1 避難活動			第 1 避難活動			
1 風水害における避難の基本 風水害における避難は，被害の発生前に，気象情報等に基づく <u>安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等への</u> 自主避難，あるいは市からの避難情報の発令に基づいた <u>指定緊急避難場所への</u> 事前避難を基本とする。 特に，避難に時間を要する避難行動要支援者は，地域を中心とした支援により早めの避難を行うことを基本とする。 <u>また，ハザードマップ等を踏まえ，自宅等で身の安全を確保できる場合は，住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことを基本とする。</u>			1 風水害における避難の基本 風水害における避難は，被害の発生前に，気象情報等に基づく自主避難，あるいは市からの避難情報の発令に基づいた事前避難を基本とする。 特に，避難に時間を要する避難行動要支援者は，地域を中心とした支援により早めの避難を行うことを基本とする。			(風－５８) 北海道地域防災計画の修正に伴う修正
(略)			(略)			
第 2 避難所の開設・廃止			第 2 避難所の開設・廃止			
防災班は，災害の状況に応じて開設する避難所を決定し，第 1，2 避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，援護部，第 1，2 教育部，消防部等に連絡する。開設する避難所は，被災地に最も近く安全な避難所とする。 (略)			防災班は，災害の状況に応じて開設する避難所を決定し，第 1，2 避難班，支所班，援護部，第 1，2 教育部，消防部等に連絡する。開設する避難所は，被災地に最も近く安全な避難所とする。 (略)			(風－６４) 現状を踏まえ修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																				
第9節 生活救援 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 給水活動</td><td>1 優先給水</td><td>水道総務班, 連絡調達班, <u>現地広報・給水班</u></td></tr><tr><td>2 備蓄飲料水の活用</td><td>庁舎・車両班</td></tr><tr><td>3 給水活動</td><td>水道総務班, <u>現地広報・給水班</u></td></tr><tr><td rowspan="4">第2 食料の供給</td><td>1 備蓄食料の活用</td><td>庁舎・車両班</td></tr><tr><td>2 食料の確保</td><td>食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td></tr><tr><td>3 食料の供給</td><td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td></tr><tr><td>4 炊き出し</td><td>食料物資部</td></tr><tr><td rowspan="3">第3 生活必需品の供給</td><td>1 備蓄品の活用</td><td>庁舎・車両班</td></tr><tr><td>2 生活必需品の確保</td><td>食料物資部</td></tr><tr><td>3 生活必需品の供給</td><td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td></tr><tr><td rowspan="2">第4 救援物資の受入れ</td><td>1 物資拠点の設置</td><td>観光支援班, 物資管理班</td></tr><tr><td>2 物資の受入れ・管理</td><td>観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班</td></tr><tr><td>第5 燃料の供給</td><td></td><td>食料物資部</td></tr></table> (略) 第1 給水活動 <u>現地広報・給水班</u>は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。 市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。 水道総務班、連絡調達班及び<u>現地広報・給水班</u>は、給水拠点の設定、給水資機材の確保等を行い、給水活動を実施する。 対策の内容は、震災対策編 第2章 第8節 第1「給水活動」に準拠する。 (略) 第13節 防疫・清掃 (略)	項	目	担 当	第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, <u>現地広報・給水班</u>	2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	3 給水活動	水道総務班, <u>現地広報・給水班</u>	第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	4 炊き出し	食料物資部	第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	2 生活必需品の確保	食料物資部	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班, 物資管理班	2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班	第5 燃料の供給		食料物資部	第9節 生活救援 ■対策の体系 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 給水活動</td><td>1 優先給水</td><td>水道総務班, 連絡調達班, <u>広報・給水班</u></td></tr><tr><td>2 備蓄飲料水の活用</td><td>庁舎・車両班</td></tr><tr><td>3 給水活動</td><td>水道総務班, <u>広報・給水班</u></td></tr><tr><td rowspan="4">第2 食料の供給</td><td>1 備蓄食料の活用</td><td>庁舎・車両班</td></tr><tr><td>2 食料の確保</td><td>食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td></tr><tr><td>3 食料の供給</td><td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td></tr><tr><td>4 炊き出し</td><td>食料物資部</td></tr><tr><td rowspan="3">第3 生活必需品の供給</td><td>1 備蓄品の活用</td><td>庁舎・車両班</td></tr><tr><td>2 生活必需品の確保</td><td>食料物資部</td></tr><tr><td>3 生活必需品の供給</td><td>食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td></tr><tr><td rowspan="2">第4 救援物資の受入れ</td><td>1 物資拠点の設置</td><td>観光支援班, 物資管理班</td></tr><tr><td>2 物資の受入れ・管理</td><td>観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班</td></tr><tr><td>第5 燃料の供給</td><td></td><td>食料物資部</td></tr></table> (略) 第1 給水活動 <u>広報・給水班</u>は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。 市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。 水道総務班、連絡調達班及び<u>広報・給水班</u>は、給水拠点の設定、給水資機材の確保等を行い、給水活動を実施する。 対策の内容は、震災対策編 第2章 第8節 第1「給水活動」に準拠する。 (略) 第13節 防疫・清掃 (略)	項	目	担 当	第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, <u>広報・給水班</u>	2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	3 給水活動	水道総務班, <u>広報・給水班</u>	第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	4 炊き出し	食料物資部	第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	2 生活必需品の確保	食料物資部	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班, 物資管理班	2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班	第5 燃料の供給		食料物資部	(風－66) 旭川市水道局事故対策要綱の改正に伴う修正 (風－66) 現状を踏まえ修正 (風－67) 旭川市水道局事故対策要綱の改正に伴う修正
項	目	担 当																																																																				
第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, <u>現地広報・給水班</u>																																																																				
	2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班																																																																				
	3 給水活動	水道総務班, <u>現地広報・給水班</u>																																																																				
第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班																																																																				
	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班																																																																				
	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班																																																																				
	4 炊き出し	食料物資部																																																																				
第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班																																																																				
	2 生活必需品の確保	食料物資部																																																																				
	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班																																																																				
第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班, 物資管理班																																																																				
	2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班																																																																				
第5 燃料の供給		食料物資部																																																																				
項	目	担 当																																																																				
第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, <u>広報・給水班</u>																																																																				
	2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班																																																																				
	3 給水活動	水道総務班, <u>広報・給水班</u>																																																																				
第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班																																																																				
	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班																																																																				
	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班																																																																				
	4 炊き出し	食料物資部																																																																				
第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班																																																																				
	2 生活必需品の確保	食料物資部																																																																				
	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班																																																																				
第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班, 物資管理班																																																																				
	2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班																																																																				
第5 燃料の供給		食料物資部																																																																				

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 4 保健班	第 6 動物対策	1 放浪動物への対応	第 4 保健班	(風－ 7 4) 現状を踏まえ修正
	2 ペット同行避難への対応	第 1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班		2 ペット同行避難への対応	第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班	
	3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班		3 被災動物救護本部の活動	第 4 保健班	
(略)			(略)			(風－ 7 7) 旭川市水道局事故 対策要綱の改正に 伴う修正
第 1 5 節 公共施設等の応急復旧対策			第 1 5 節 公共施設等の応急復旧対策			
■対策の体系			■対策の体系			
第 1 ライフライン施設	項 目		担 当		第 1 ライフライン施設	(風－ 8 0) 現状を踏まえ修正
	1 上水道施設	水道総務班, 連絡調達班, <u>現地広報・給水班</u>				
	2 下水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班				
	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社				
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社				
	5 通信施設	東日本電信電話株式会社				
6 市有建物の暖房施設	建築班					
(略)			(略)			(風－ 8 2) 現状を踏まえ修正
第 1 7 節 文教・保育対策			第 1 7 節 文教・保育対策			
(略)			(略)			
第 2 応急教育	1 児童, 生徒等の安否確認	第 2 教育班	第 2 応急教育	1 児童, 生徒等の安否確認	第 2 教育班	(風－ 8 2) 現状を踏まえ修正
	2 避難所開設への協力	第 1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班		2 避難所開設への協力	第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育班, 第 2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第 1～4 調査班, 子育て支援班	
	3 応急教育活動	第 2 教育班		3 応急教育活動	第 2 教育班	
	4 学校施設の応急復旧	第 1 教育班		4 学校施設の応急復旧	第 1 教育班	
(略)			(略)			(風－ 8 2) 現状を踏まえ修正
第 1 8 節 要配慮者対策			第 1 8 節 要配慮者対策			
■対策の体系			■対策の体系			
第 1 要配慮者への対応	項 目		担 当		第 1 要配慮者への対応	(風－ 8 2) 現状を踏まえ修正
	1 避難行動要支援者の安全確認	第 2, 3, 5～9 援護班		1 避難行動要支援者の安全確認		
	2 避難所での支援	第 2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第 1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班,		2 避難所での支援	第 2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第 1, 2 避難班, 支所班, 第 1～6 教育	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
		第１～６教育班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班			班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班	(風－８２) 現状を踏まえ修正
	３ 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第２，３，５～９援護班		３ 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第２，３，５～９援護班	
	４ 仮設住宅での支援	第２，３，５～９援護班		４ 仮設住宅での支援	第２，３，５～９援護班	
第２ 要配慮者利用施設入居者への対策	１ 災害発生時の安全確保	各施設管理者	第２ 要配慮者利用施設入居者への対策	１ 災害発生時の安全確保	各施設管理者	
	２ 施設における生活の確保	各施設管理者		２ 施設における生活の確保	各施設管理者	
第３ 外国人への対応	１ 外国人への広報	都市交流班	第３ 外国人への対応	１ 外国人への広報	都市交流班	
	２ 外国人への援助	都市交流班，第１，２避難班， <u>市民活動班</u> ，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班		２ 外国人への援助	都市交流班，第１，２避難班，支所班，第１～６教育班，第２～４特命班，会計班，調査庶務班，第１～４調査班，子育て支援班	
第４ 観光客への対応	１ 安全確保	観光支援班	第４ 観光客への対応	１ 安全確保	観光支援班	
	２ 一時滞在施設の確保	観光支援班		２ 一時滞在施設の確保	観光支援班	
	３ 帰宅支援	観光支援班		３ 帰宅支援	観光支援班	